

糸島市議会議長交際費支出基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、糸島市議会議長が、糸島市議会を代表して行う外部との交際上要する経費（以下「交際費」という。）の種別、支出範囲、支出の基準および支出内容の公表について、必要な事項を定めることにより、交際費の一層の透明性を図り円滑に執行することを目的とする。

(支出の原則)

第2条 交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限度となるように努める。

(支出の相手方)

第3条 支出の相手方は、個人又は団体とする。

(交際費の種別及び支出範囲)

第4条 交際費の種別は、次のとおりとする。

(1) 祝金

祝金は、慶事並びに総会等各種行事のお祝いとして支出する。なお、叙勲は受章に際し、議長に祝賀会の案内があった場合に、また、各種総会、大会、式典、行事等は議長が出席し、懇親会を伴う場合に限り支出する。ただし、〇十周年記念式典や竣工式等はこの限りでない。

また、議長の依頼に基づき、副議長等が議長に代わって出席する場合も、議長が出席する場合に準じて支出する。

(2) 弔事

対象は、本人のみとし、生花を贈る。

(3) その他

① 激励金

激励金は、市費からの助成又は補助が無く全国大会等に出場する団体及び個人の激励を行う場合に支出する。

② 贈答費

贈答費は、議員等が先進自治体等を視察する場合に土産代を支出する。

③ 議長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第5条 前条各号に規定する種別に応じた支出基準（以下「基準」という。）は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

2 特別の事由により、前項の規定により難いときは、その都度協議を行い決定する。

(その他)

第6条 本市議会が会員となっている団体の慶弔規程により支出の必要が生じたとき及び

糸島市長交際費支出基準に基づき支出されるもので本基準に規定されていないもの、並びにそれ以外に議長が特に必要と認めるものについては、その都度協議を行い決定する。

(支出内容の公表)

第7条 交際費の支出内容については、公表する。

2 前項の公表は、毎月、当月分を翌月15日までに糸島市ホームページに掲載するとともに、議長が指定する場所において縦覧に供し、また、広報紙に年二回支出状況を掲載することにより行う。

(改正)

第8条 第5条に規定する支出基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成22年2月15日から適用する。
- 2 平成22年6月7日改正
- 3 平成23年9月7日改正
- 4 平成26年9月1日改正
- 5 平成27年6月1日改正
- 6 平成29年4月3日改正
- 7 平成30年4月16日改正

(別表1) 祝金

	表意者	金額	内容
表彰	自治功労者表彰式	15,000円	生花
総会等	各種関係団体通常総会等	5,000円	包金（懇親会出席時のみ）
	○十周年記念式典、竣工式等	5,000円	包金

(別表2) 弔事

	表意者	金額	内容
弔事	地元選出県議会議員	本人 15,000円	生花
	市議会議員	本人 15,000円	生花
	三役	本人 15,000円	生花
	元四役（元前原市・二丈町・志摩町の四役を含む）	本人 15,000円	生花
	元市議会議員（元前原町・二丈町・志摩町議会議員含む）	本人 15,000円	生花
	市職員	本人 15,000円	生花

(別表3) その他

	表意者	金額	内容
激励金	個人	5,000円以内	趣旨及び規模に応じて支出
	団体	20,000円以内	全国大会、九州大会規模以上の各種大会へ出場等
贈答費	自治体及び民間企業等	5,000円以内	先進地視察研修等

※ 協賛金等については、その都度議長協議を行う。